

熊本都市計画地区計画の決定（合志町決定）

都市計画大摩原地区計画を次のように決定する。

名 称	大摩原地区計画	
位 置	菊池郡合志町大字豊岡字大摩原2000番465 他4筆	
面 積	約1.2ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、市街化区域の泉ヶ丘・笹原団地に隣接し、西側には黒石原東地区地区計画が既に決定された地区である。</p> <p>今後良好な住宅地として整備が行われる予定の地区であり群山の緑が眺望できる良好な居住環境の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>良好な居住環境を確保し、ゆとりある緑豊かな郊外型団地としての形成を図るため、一戸建低層住宅地とする。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区施設として道路及び公園を適切に配置する。</p>
	建築物の整備の方針	<p>居住環境の悪化を防ぐため、敷地面積の最低限度、高さの最高限度などの設定、及び景観上、壁面の位置並びに、かき又はさくの制限を行う。</p>

地 区 整 備 計 画	地区施設の 配置及び規模	道 路	区画道路（幅員 6. 0 m、延長 約 3 9 0 m）	0.234	
		公 園	公園（1ヶ所、面積 約 0. 0 6 ha）		
	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	(1) 一戸建専用住宅 (2) 一戸建兼用住宅 (ただし併用部分の規模、用途は建築基準法別表第二の(い)項第2号を適用する。) ※当地は、建売分譲地とする。		
		建築物の容積率の最高限度	8 / 1 0		
		建築物の建ぺい率の最高限度	4 / 1 0		
		建築物の敷地面積の最低限度	敷地面積 2 0 0 m ²		
		壁面の位置の限度	建築物の壁もしくはこれに代わる柱又は高さ 2 m を超える門又はへいは、壁面線（区画道路又は隣地境界線から 1 m 後退した線）を超えて建設してはならない。		
		建築物等の高さの最高限度	1 0 m		
		工作物の設置の制限			
		建築物等の形態又意匠の制限	建築物の意匠・形態は、周辺地域の環境・景観に調和すること。		
かき又はさくの構造の制限	道路に面する側のかき又はさくは、次の各号に掲げるものとする。(但し、道路境界線より 0. 5 m 以上はなれたものはこの限りではない) ①生垣 ②道路面中心からの高さが 1. 5 m 以下のさく				
土地利用の制限に関する事項					
備 考	工事は 2 工区に分割し施工する。				

「区域は計画図表示のとおり」